

改正案	現行
<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>六の二 銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）</p> <p>七・八（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第十一条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」とい</p>	<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号及び第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七・八（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第十一条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」とい</p>

う。)が当該金庫の子会社(法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。次条において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。)とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ〜ハ (略)

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権(法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権(同項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)を保有するもの

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの

ヘ 二又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社(当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイからハまで若しくはへに掲げる会社(第四項において「合算会社」という。)及び二又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(イからハまで又はへに掲げる会社に該当するものを除く。)

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

う。)が当該金庫の子会社(法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。次条において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。)とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ〜ハ (略)

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の発行済株式の総数等(法第三十二条第六項に規定する発行済株式の総数等をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える数又は額の株式等(法第三十二条第六項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。)を所有するもの

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有するもの

ヘ 二又はホに掲げる者がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社(当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイ、ロ、ハ若しくはへに掲げる会社(第四項において「合算会社」という。)及び二又はホに掲げる者がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社(イ、ロ、ハ又はへに掲げる会社に該当するものを除く。)

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項第一号に規定する子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 法第三十二条第七項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

4 12 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

イ 当該同一人自身がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社（以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項第一号に規定する子会社とは、会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 法第三十二条第七項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が所有し、又は所有される株式等について準用する。

4 12 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十四条	取締役	(略)	(略)	第十三条の二 本文	(略)	読み替える銀行法の規定
						読み替えられる字句
第十四条	理事	(略)	(略)	子会社	(略)	読み替える字句
						読み替える字句

第十四条	取締役	(略)	(略)	第十三条の二 本文	(略)	読み替える銀行法の規定
						読み替えられる字句
第十四条	理事	(略)	(略)	子会社	(略)	読み替える字句
						読み替える字句

(略)	第五十六条(第四号から第九号までを除く。)	第四条第一項	信用金庫法第四条	(略)	(略)
(略)		第四十一条第四号	信用金庫法第三十条第一号	(略)	(略)

(略)	第五十六条(第四号を除く。)	第四条第一項	信用金庫法第四条	(略)	(略)
(略)		第四十一条第四号	信用金庫法第三十条第一号	(略)	理事会の承認